浜田市まちづくりセンター条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、浜田市まちづくりセンター条例（令和２年浜田市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（分館の設置）

第２条　条例第２条第２項の規定により、次の分館を設置する。

名称	位置
石見まちづくりセンター　細谷分館	浜田市三階町2130番地1
石見まちづくりセンター　長見分館	浜田市長見町956番地2
石見まちづくりセンター　後野分館	浜田市後野町779番地2
石見まちづくりセンター　佐野分館	浜田市佐野町イ337番地1
石見まちづくりセンター　宇津井分館	浜田市宇津井町529番地
美川まちづくりセンター　東分館	浜田市鍋石町530番地3
美川まちづくりセンター　西分館	浜田市田橋町494番地2
国府まちづくりセンター　宇野分館	浜田市宇野町243番地1
国府まちづくりセンター　有福分館	浜田市下有福町20番地1

（使用許可の申請）

第３条　条例第８条第１項又は第10条の規定により浜田市まちづくりセンター（以下「まちづくりセンター」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の使用の許可又は特別の設備等の使用の許可を受けようとする者（以下「使用許可申請者」という。）は、まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書（様式第１号。以下「使用許可兼減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（使用許可）

第４条　市長は、前条の申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、まちづくりセンター使用許可兼使用料減免決定通知書（様式第２号。以下「使用許可兼減免決定通知書」という。）を使用許可申請者に交付するものとする。

（使用許可の変更）

第５条　前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、使用許可兼減免決定通知

書を添えて、市長の許可を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該使用許可兼使用料減免決定通知書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

（使用の取消し）

第6条　使用者は、使用開始前に施設等の使用の取消しをしようとするときは、市長の承認を得なければならない。

（使用料の減免）

第7条　条例第13条の規定により使用料を減額し、又は免除することができるとき、及びその額は、別表に掲げるとおりとする。

2　条例第13条の規定により使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、使用許可兼減免申請書を市長に提出しなければならない。

3　市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、減免の可否を決定し、減免申請者に使用許可兼減免決定通知書により通知するものとする。

（使用料の還付）

第8条　条例第14条ただし書の規定により既に納付した使用料（以下「既納使用料」という。）を還付することができるとき、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

⑴　災害又は使用者の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき　当該既納使用料の全額

⑵　使用者が、使用開始のときまでに使用の取消しについて市長の承認を得たとき　当該既納使用料の全額

⑶　使用者が、使用の許可の変更について市長の許可を受けた場合において、変更後の使用の許可に係る使用料の額に対し、既納使用料に過納金が生じたとき　当該過納金の額

（損傷等の届出）

第9条　条例第16条の届出は、まちづくりセンター損傷紛失等届（様式第3号）によるものとする。

（係員の立入り）

第10条　まちづくりセンターの係員は、施設等の管理上必要があるときは、使用を許可した場所に立ち入り、使用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

（使用に係る事故の責任）

第 11 条　施設等の使用に係る事故については、使用者がその責めを負うものとする。

（その他）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（浜田市弥栄老人福祉センター条例施行規則及び浜田市老人憩いの家条例施行規則の廃止）

2　次に掲げる規則は、廃止する。

⑴　浜田市弥栄老人福祉センター条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 99 号）

⑵　浜田市老人憩いの家条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 108 号）

別表（第 7 条関係）

区分	減免の額
⑴　市が主催し、共催し、又は後援する事業のために使用するとき。	使用料の全額
⑵　市民等が協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用をするとき（営利を目的とする市民等が、物品を販売し、又は実費を超えて参加料等を徴収するときを除く。）。	
⑶　市内に存する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の学校（大学院及び短期大学を含む。）、同法第 124 条の専修学校又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条の児童福祉施設の活動として使用するとき。	
⑷　その他市長が特別な理由があると認めるとき。	その都度市長が定める額

備考　この表において「市民等」とは、市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者若しくは市内に存する学校に在学する者又は市内に所在する団体をいう。

様式第１号（第３条、第７条関係）

まちづくりセンター使用許可兼使用料減免申請書

年　　月　　日

浜田市長　　様

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名又は代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり、　　まちづくりセンターを使用したいので申請します。

使用目的		使用予定人員	人
使用日時	年　月　日（　）　時　分から 年　月　日（　）　時　分まで		
使用施設			
設備器具の利用	□ 無　□ 有（　　）		
使用者が行う特別の設備の有無	□ 無　□ 有（　　）		
物品販売等の有無	物品販売　□ 無　□ 有（販売品　　） 参加料等　□無　□有（□実費の範囲内　□実費を超える額）		
使用責任者（申請者と同じ場合、記入不要です。）	住所 氏名　　電話番号		
減免申請	□ 有　□ 無		
減免額及び減免を受けようとする理由	□ 使用料の全額（該当する番号に丸印をつけてください。） ⑴　市が主催し、共催し、又は後援する事業のための使用 ⑵　市民等による協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用（営利を目的とする市民等が、物品を販売し、又は実費を超えて参加料等を徴収するときを除く。） ⑶　市内の学校又は児童福祉施設の活動としての使用 □ 市長が定める額 ⑷　その他市長が特別な理由がある必要と認める使用		

事務処理欄（以下は記入不要です。）

指令番号	許可年月日	センター長	主事
使用許可	減免判定		使用料
□ 許可する □ 許可しない	□ 全額免除　□ その他（　　） □ 減免なし		円

様式第２号（第４条、第７条関係）

まちづくりセンター使用許可兼使用料減免決定通知書

指　令　番　号
年　　月　　日

様

浜田市長　　印

次のとおり、　　まちづくりセンターの使用を許可します。

使用目的		使用予定人員	人
使用日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分から 年　　月　　日（　　）　　時　　分まで		
使用施設			
設備器具の利用	□ 無　　□ 有（　　）		
使用者が行う特別の設備の有無	□ 無　　□ 有（　　）		
減免の可否	□ 減免する　　□ 減免しない		
減免額及び減免する理由	□ 使用料の全額（該当する番号に丸印をつけてください。） ⑴　市が主催し、共催し、又は後援する事業のための使用 ⑵　市民等による協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用（営利を目的とする市民等が、物品を販売し、又は実費を超えて参加料等を徴収するときを除く。） ⑶　市内の学校又は児童福祉施設の活動としての使用 □ 市長が定める額（　　） ⑷　その他市長が特別な理由がある必要と認める使用		
使用料の額	円		
使用の条件			

次のとおり、　　まちづくりセンターの使用の変更を許可します。

年　　月　　日

浜田市長　　印

変更に係る事項	

様式第３号（第９条関係）

まちづくりセンター損傷紛失等届

年　　月　　日

浜田市長　　様

申請者　住所

団体名

氏名又は代表者名

電話番号

次のとおり、　　まちづくりセンターの施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失しましたので届け出ます。

汚損等の日時	年　　月　　日　　時
汚損等した施設等の名称及び数量	
汚損等の状況	

事務処理欄（以下は記入不要です。）

センター長	主事	対応状況